

第14課 平和主義

平和主義も日本国憲法の重要な基本原理の一つであり、これは、第二次世界大戦の悲惨な体験と戦争についての反省に基づいて基本原理として採用されたものである。

平和主義の原理は、憲法前文と、第9条に表現されており、第9条は、前文で宣言した原理の具体化であるといえる。すなわち、前文は、日本国民が、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」、「恒久の平和を念願し」「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と宣言しており、第9条が、国権の発動たる戦争、武力による威嚇、そして武力の行使を永久に放棄することを宣言している。そして、その目的を果たすため、**戦力の不保持、交戦権の否認**を規定している。

ここまで徹底的に国家の戦争・武力の放棄を規定した憲法は世界でも例は少ない。しかし、この徹底した宣言と裏腹に、国の防衛をどうするかという重大な問題が現実には存在し、憲法第9条は常に激しい議論の的となってきた。それが、**自衛権の問題と自衛隊の問題**である。

日本政府は、現在のところ、自衛権は国家固有の権利であり、憲法第9条は自衛権まで否定したのではなく、自衛のための必要最小限度の実力は憲法第9条の禁止する「戦力」には当たらないので、自衛隊は憲法に違反しないと解釈している。そして、必要最小限度の実力という点については、「他国に侵略的な脅威を与えるような攻撃的武器」は保持できない、と説明している。

しかし、どこまでが憲法で許された実力なのか、自衛隊にはどのような活動が許され、どのような活動が許されないのか、依然として論争は絶えない。ことに近年、日本は国際連合の平和維持活動に自衛隊を参加させており、この是非をめぐって、憲法上の疑義が常に問題とされている。もはや、憲法の下で、現在の自衛隊の活動の正当性を理由づけることには限界があるという声も聞かれ、平和維持活動に対する国際協力のために、憲法第9条は改正すべきであるとする意見も少なからず存在する。

1 重要語句

a 戦力の不保持

憲法第9条は「陸海空軍その他の戦力」は保持しない、としているが、これが何を意味するかについては、政府見解や学説では次の4つの説がある。

- ① 戦争に役立つ可能性のあるもの的一切を含むとする説
- ② 警察力を超える戦争遂行目的と機能を持つ組織であるとする説（学界での多数説である）
- ③ 近代戦争に役立つ程度の装備、編成を備えたものが「戦力である」とする説
- ④ 自衛のために必要な最小限度の実力を超える実力が憲法の禁止する「戦力」であるとする説（現在の政府見解である）

b 交戦権の否認

「交戦権」とは、本来、戦争中の国家に認められる戦時国際法上の権利で、敵国領土の占領や、敵国兵力の殺傷、破壊などを行う権利のことである。これに対し、学説では、憲法の否認する交戦権とは、侵略のためであれ、自衛のためであれ、およそ国家が戦争をすること自体を指すという説がある。

c 自衛権

自国を他国の侵略から守る権利である。自らの国を守る権利のない国というのは、独立国家である以上、考えられず、その意味では、憲法が自衛権を否定しているとは考えられない。

したがって、自衛権があるかないかという議論は無意味である。問題は自衛権の内容・限度であり、自衛権の行使として、武力の行使が許されるのか否か、許されるとしても、その限界はどこか、という視点で考える必要がある。

d 自衛隊

自衛隊は、1954年に制定された自衛隊法に基づき、その前身である保安隊・海上警備隊を母体として創設された防衛組織である。自衛隊は、「直接侵略及び間接侵略に対してわが国を防衛することを主たる任務とする」（自衛隊法第3条）。現在、自衛隊は陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の3つに分かれており、所轄官庁は防衛庁、総指揮官は内閣総理大臣である。